

歯科技工士に関する検討経過と主な制度改正（平成元年～）

第1回歯科技工士の養成・確保に関する検討会

資料3

平成30年5月15日

施行年	検討経過	歯科技工士に関すること	歯科技工士教育・試験に関すること	歯科技工所に関すること
平成4年	★「歯科技工士養成の改善等に関する検討会」報告書 ➢1学級定員の見直し等			
平成6年		◆「歯科技工法」を「歯科技工士法」に見直し	●1学級定員を50人から40人に見直し ◆歯科技工士試験（現：歯科技工士国家試験）の受験資格として、厚生大臣（現：厚生労働大臣）指定養成所の卒業者に加えて、文部大臣（現：文部科学大臣）指定学校の卒業者を追加	
平成8年		●歯科技工指示書の記載事項に、新たに「歯科技工所の名称」を記載		
平成13年	★「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会」意見書 ➢1学級定員の見直し等	◆歯科技工士の守秘義務規定の追加		
平成16年			●1学級定員を40人から35人に見直し	
平成21年			◆「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に名称変更	
平成25年		●歯科技工指示書の記載事項に、 ➢新たに「患者の氏名」 ➢「歯科医師の住所及び氏名」に代えて、「歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地」 ➢歯科技工所の「名称」に加えて、「所在地」を記載		●歯科技工所の構造設備基準通知を省令に位置づけ
平成26年	★「歯科専門職の資質向上検討会」報告書 ➢歯科技工士国家試験の全国統一化等			
平成28年		●歯科技工士業務従事者届の様式に、 ➢新たに業務に従事する場所（種別）を記載 ➢記載に際しての注意事項を追加	◆各都道府県で実施されていた歯科技工士国家試験を全国統一化、指定試験機関及び指定登録機関を位置づけ	
平成30年			●歯科技工士教育内容を時間制から単位制に見直し	

凡例：★報告書 ◆法改正等 ●省令改正